平成２３年（フ）第５９２号
奈良県天理市指柳町117番地３
破産者　梶川　知宏
1　決定年月日　平成24年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１１６３号
広島市中区江波本町４番19―503号
破産者　伊達　勝幸
1　決定年月日　平成24年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８２８号
山口県岩国市門前町３丁目４番４号つくし荘―F、開始決定時の住民票上の住所広島市安佐南区緑井４丁目32番11―６号
破産者　服部　健二
1　決定年月日　平成24年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５号
山口県長門市東深川911番地44
破産者　野尻　洋子
1　決定年月日　平成24年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

平成２３年（フ）第６３号
福岡県三潴郡大木町大字福土49番地１
破産者　松枝　哲也
1　決定年月日　平成24年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第７３号
福岡県大川市大字榎津778番地１の１
破産者　山浦　征輝
1　決定年月日　平成24年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第３１２号
大分市中津留２丁目１番１号　植木ビル203
破産者　後藤　悦夫
1　決定年月日　平成24年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第９５号
北海道滝川市明神町２丁目４番24号
破産者　本間　保昭
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第７０号
北海道野付郡別海町尾岱沼岬町22番地
破産者　武井　康行
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所根室支部

平成２３年（フ）第１２７号
青森市港町２丁目10番58号　コーポアンソニー８号、開始決定時の住所青森市原別７丁目７番６号
破産者　髙松　春義
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４９６号
岩手県北上市上野町４丁目19番25号　アクア・リッチＣ棟202号、旧住所岩手県北上市立花24地割３番地17
破産者　姉帯　順一
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１６１号
宮城県加美郡加美町字一本杉514番地１
破産者　加藤　　勃
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第１５３号
宮城県大崎市古川小稲葉町８番23号　フォーマル91―102号
破産者　小野寺美和（旧姓伊藤）
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第１７６号
宮城県大崎市三本木字町浦29番地　ハイツクレパスⅢ―102号
破産者　牛渡　貴智
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第３９３号
秋田県潟上市天王字天王140番地65
破産者　江畑まき子
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１８号
山形県東村山郡中山町あおば13番地13
破産者　服部　素久
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２２７号
山形県上山市北町２丁目１番８号
破産者　吉田　峻輔
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２４４号
山形市元木３丁目５番５―207号　市営元木アパート
破産者　奥山　和美
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２０８号
福島県郡山市深沢１丁目６番12号　ライオンズマンション深沢601号、破産手続き開始決定時の住所福島県郡山市麓山２丁目12番14号サーパス麓山802号関口祐方
破産者　関口　　勇
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係